

横浜市立動物園等の指定管理者応募要項

よこはま動物園、野毛山動物園、金沢動物園、野毛山公園(野毛山動物園を除く)
及び金沢自然公園(金沢動物園を除く)

平成 2 7 年 7 月
横浜市環境創造局公園緑地部動物園課

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	2
2	応募の概要	2
(1)	対象施設（以下、「動物園等」という。）	2
(2)	指定期間	2
(3)	指定管理者の選定	2
(4)	問合せ先	2
3	指定管理者が行う業務	3
4	動物園等の概要	3
(1)	施設の設置目的	3
(2)	動物園の理念	3
(3)	目的達成の手段	3
(4)	実施事業	3
(5)	管理運営方針	4
(6)	園地、施設及び設備の維持管理方針	5
(7)	職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）	6
(8)	指定管理者と横浜市の役割分担及びリスク分担	6
(9)	業務実施上の留意事項	9
5	選定等に関する事項	13
(1)	スケジュール（予定）	13
(2)	応募手続き	13
(3)	審査・選定の手続き	14
(4)	応募手続き	15
(5)	応募条件等	16
6	協定及び準備等に関する事項	17
(1)	協定の締結	17
(2)	協定の主な内容	18
(3)	準備業務	17
(4)	指定候補者の変更	18
(5)	指定取消及び管理業務の停止	18

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間等の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

動物園等の管理運営業務においても、この制度を導入し、横浜市動物園条例の規定に基づき、一の指定管理者が指定管理を行うこととなっております。

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供すると共に、業務の効率化、管理経費の節減が図れることを期待しています。

このたびは、この制度に基づく指定管理者を選定するための応募要項を定めます。

なお、今回の募集は飼育技術の蓄積と動物の繁殖、専門技術を担う人材の育成と雇用の安定、長期的視点での計画と運営を図るため、現在の指定管理者のみを対象として期間を 10 年とします。

根拠規程

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 1 条

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月条例第 11 号）第 28 条の 2 第 1 項第 2 号及び同第 3 号

横浜市動物園条例（昭和 63 年条例第 11 号）第 3 条の 2

2 応募の概要

(1) 対象施設（以下、「動物園等」という。）

ア 横浜市立よこはま動物園

イ 横浜市立野毛山動物園（分園を含む）及び野毛山公園（野毛山動物園を除く）

ウ 横浜市立金沢動物園及び金沢自然公園（金沢動物園を除く）

※施設の詳細については、別紙「動物園等指定管理者業務仕様書」等を参照してください。

(2) 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで（10 年間）

(3) 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、「横浜市動物園等の指定管理者の選定及び評価に関する要綱」に基づき、選定する。なお選定にあたっては、「横浜市動物園条例」に基づき設置される「横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類及びヒアリング等による審査を実施し、応募者が指定管理候補者として動物園等の設置目的を効果的に達成することができると認められるものかを選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選考後、当局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1（関内中央ビル 7 F）

横浜市環境創造局公園緑地部動物園課

電話 045(671)4124 Fax 045(633)9171 e-mail ks-dobutsu@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市動物園条例第2条及び第3条の2に規定する事業の実施に関すること。

4 動物園等の概要

(1) 施設の設置目的

動物園等の施設は、都市公園法に基づく、公共の福祉の増進に資するため設置された施設です。また、加えて市立動物園は、博物館法に基づく、教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に設置された博物館相当施設でもあります。

(2) 動物園の理念

横浜市立動物園は、生物多様性保全の重要性を人々に伝える自然との架け橋としての役割を担うとともに、動物たちを知り動物たちから感動を得ながら、いのちの大切さを学ぶ場を提供し、生きものと共生する文化の構築に貢献します。

(3) 目的達成の手段

前(1)の目的を達成するために、横浜市動物園条例第2条及び第3条の2並びに横浜市公園条例第28条の2第1項第2号及び同第3号に基づく次の事業を実施します。

- ア 教育的配慮のもとに、動物を収集し、飼育し、及び展示すること。
- イ 動物に関する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及活動を行うこと。
- ウ 動物に関する調査研究を行うこと。
- エ 野生動物の保護及び繁殖を行うこと。
- オ 野生動物の救護活動を行うこと。
- カ 公園又はその一部の維持管理に関すること。
- キ その他市長が定める業務に関すること。

(4) 実施事業

前(3)の事業を実施する具体的な内容は次のとおりです。

ア 管理運営業務

- (ア) 管理運営体制
- (イ) 収支計画の策定
- (ウ) 実施計画書及び収支予算書の提出
- (エ) 事業報告書及び収支決算書等の作成

イ 来園者サービス業務

- (ア) 案内業務
- (イ) 入退園ゲート管理
- (ウ) 利用料金徴収業務
- (エ) 救護・安全確保
- (オ) 入園の拒否及び退園命令
- (カ) 誰もが利用しやすい動物園づくり

ウ 動物飼育管理業務

- (ア) 動物の飼育
- (イ) 日常管理
- (ウ) 繁殖期の管理
- (エ) 動物展示の工夫、展示施設の改修
- (オ) 飼育日誌および診療・検査日誌、動物台帳等の記録
- (カ) 野生動物の保護及び繁殖
- (キ) 野生動物の救護活動
- (ク) 動物の収集

エ 教育普及・調査研究

- (ア) 動物や環境に関する教育プログラムの企画、実施
- (イ) ふれあい体験の実施
- (ウ) 市民・利用者の学習支援、情報発信
- (エ) 調査・研究発表、研究成果の市民への還元及び動物園活動への応用

オ 維持管理業務

- (ア) 園地及び各種施設・植栽等の維持管理
- (イ) 清掃、点検、修繕、改修

(5) 管理運営方針

前(4)の具体的な実施事業を次の管理運営方針に基づき実施します。

なお、条例の規定に基づき、動物園等を一体的に管理運営することにより、質の高い利用者サービスを提供すると共に、業務の効率化、管理経費の節減が図れるように努めることとします。

ア 共通した管理運営方針

都市公園の公共性を十分に認識すると共に、動物園等が長年担ってきた「市民が植物に接し、自然に親しみながら植物等の知識を深め、緑を守り育てるための取組」をこれまで以上に行うこととします。

また、横浜市における公園及び緑に関する施策を踏まえた管理運営を行うこととします。動物園については、(1)の動物園の役割を認識した管理運営を行うこととします。

特に次の事項については、十分な対応を図ることとします。

- (ア) 貴重な野生動物の健全かつ安全な飼育の実施
 - a 健全かつ安全な飼育に必要な人材及び体制
 - b 各動物の飼育計画の継承と確立
- (イ) 希少動物の保護繁殖の取組
 - a 国内外の動物園とのネットワークの構築
 - b 調査研究の充実と情報発信
- (ウ) 誰もが楽しみながら学べる環境学習の推進
環境学習プログラムの推進
- (エ) 経営的視点に立った事業の取組
 - a 自主事業、イベントの企画実施
 - b 集客向上策の実施、経営事業への取組
 - c コスト縮減への取組
- (オ) ブランディング
3 動物園ブランディングの推進

- (カ) 誰もが利用しやすい動物園
誰もが利用しやすく、観覧しやすい動物園
- (キ) 環境にやさしい動物園
環境や生物にやさしい、先進的な取組を行う動物園
- (ク) 市民参加・市民協働の推進
施設運営を支える市民と共に育む動物園

イ 各動物園の管理方針

各動物園については、次に示す各動物園の10年後の将来像に向けた、管理を行うこと

(ア) よこはま動物園 「日本を代表し世界に通じる動物園」

国際都市横浜を代表する文化観光教育施設として、国内外の多くの人々が集い、世界の動物と環境を感じる、世界有数の動物園となります。

動物をテーマに世界旅行ができる動物園として、より魅力を高めるとともに、国際的なネットワークを活かし、国外の希少動物の繁殖や、種の保全に積極的に取り組む世界基準のリーディング動物園となります。

(イ) 野毛山動物園 「子どもたちが初めて動物に出会う、親しみにあふれた動物園」

子どもたちが初めて動物園を楽しみ、動物や自然への興味を持つきっかけとなる入門的な動物園として、人気の動物をより間近で観察でき、市民が気軽に訪れるアットホームな動物園となります。

昔懐かしく何度も訪れたいくなる雰囲気の中で、親しみのある動物ガイド等を通して、動物のことがもっと身近で好きになる動物園となります。

(ウ) 金沢動物園 「地域の生きものを感じる横浜の森の動物園」

周辺の豊かな森を活用し、身近な生きものを通して人と自然の関わりに気づき、守る大切さを楽しく学べる、横浜市での生物多様性における環境保全教育の拠点となります。園内を巡り、地域の動物や世界の希少動物に関する体験型展示を楽しめます。

周辺環境を活かした地域の傷病鳥獣の保護と日本の希少動物の繁殖、種の保全の拠点となります。

(6) 園地、施設及び設備の維持管理方針

全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、来園者が快適かつ安全に利用できるよう、適正な管理と保守点検を行います。園地や植栽管理については、維持管理水準書を基本に、より質の高い適正な維持水準を保てるよう必要な管理を行います。

特に、動物園については、それぞれ特徴をもった園地整備を行っています。全園情景化や既存地形を活かした緑地などの整備の趣旨を踏まえ、四季を通じて清潔で快適なレクリエーション空間を創出するよう創意工夫のある維持管理を行います。

(7) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

動物園等の指定管理業務に従事する職員として、労働基準法等関係法令を順守し、管理運営を効率的に行うため、業務形態にあった適正な人数の職員を配置することとします。

各園に園長を1名配置するとともに、3園を統括する責任者を置いてください。

実務を担当する職員については、必要な資格、知識、技術、経験を有する職員を必要数配置することとします。また、動物園等の指定管理業務に係る専門分野ごとに責任者を置くなど、動物園等を一体的に管理運営するための必要な体制及びその人員を適正に配置することとします。（仕様書参照）

イ 人材育成

研修の実施や職員配置、人事異動等により動物園の管理運営を担う人材の育成や専門的な技術継承等を行ってください。（仕様書参照）

ウ 指定管理料

動物園等の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開園日数や開園時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

指定期間中、指定管理業務における重大な変更や横浜市の財政状況等の変化により、指定管理料を見直す必要が生じた場合には、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

エ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕等については、1件あたり100万円（消費税含む）未満のものは、指定管理者が負担します。

なお、1件100万円（消費税含む）以上の修繕等であっても、指定管理者から申し出があった場合は、横浜市との調整、協議のうえ指定管理者の事業として実施していただく場合があります。

オ 利用料金等

よこはま動物園及び金沢動物園への入園者の利用料金は、動物園条例第3条の5に基づき徴収します。

また、自主事業等に関わる参加料等を参加者から運営費の範囲内で徴収することができます。これらの収入は、指定管理業務の収支報告書において、園ごとに適切に報告することとします。

(8) 指定管理者と横浜市の役割分担及びリスク分担

指定期間内における指定管理者と横浜市の主な役割分担については、特別なものを除き、原則として次表ア、リスク分担については次表イのとおりとし、これ以外の役割分担やリスクに

関する対応については、別途協議するものとします。

ア 役割分担

項 目	指定管理者	横 浜 市
運営の基本的考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	
公園の管理運営	◎	
物品管理	◎	
公園施設の法的管理 (占有・行為許可等)		◎
苦情対応	◎	○
事故対応	◎	
災害復旧 (初期対応)	◎	
公園施設の整備、改修等 ※リスク分担参照	○	○
賠償責任 (指定管理者に管 理瑕疵がある場合)	◎	

イ リスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更等	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの(負担限度付一件当たり100万円未満のもの)		○	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(9) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の順守

業務を遂行するうえで、関係する法令等を順守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法及び同施行令ほか行政関連法規
- (イ) 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- (ウ) 横浜市公園条例及び同条例施行規則
- (エ) 横浜市動物園条例及び同条例施行規則
- (オ) 動物の愛護及び管理に関する法律 伝染病予防法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (カ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- (キ) 文化財保護法
- (ク) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (ケ) 個人情報保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例
- (コ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 条）
- (サ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律）
- (シ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (ス) その他仕様書に規定する法令等

イ 業務の基準・評価

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 事業評価の実施

横浜市動物園条例第 3 条の 4 に基づき、横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会による事業評価を行います。指定管理者は、横浜市からの指示に基づき対応を行うこととします。事業評価の実施方法等については、別途定めます。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(7) 文書等の管理

指定管理者が管理業務を行うにあたり作成、または、取得した文書等は横浜市行政文書管理規則の規定に準じて管理し、指定期間終了後必要な文書については、市の指示に従って引き渡すこととします。

(イ) 守秘義務

指定管理者及び業務従事者は、本指定管理の実施により、知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が終了した後においても同様とします。

(ウ) 個人情報の保護

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(平成17年2月横浜市条例第6号)の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(エ) 情報公開の実施

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成12年2月横浜市条例第2号)の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

(オ) 事故への対応・損害賠償

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市または第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ② 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。
なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(カ) 苦情・要望

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。

また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出すると共に個人情報保護に配慮してその内容等を公表するものとします。

(キ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に動物園等を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

- (ク) 事業の継続が困難となった場合の措置
- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。
また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。
- ② 当事者の責めに帰することができない事由による場合
横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。
- (ケ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置
協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。
- (コ) 公租公課
指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。
- (カ) 施設の定期的点検の実施
施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」、「公園施設点検マニュアル」に基づいて行います。
- (シ) 災害等発生時の対応
横浜市防災計画等において、動物園等は広域避難場所となっております。
また、災害時における他都市の消防機関からの応援が必要と認めるときの緊急消防援助隊等受援・応援計画に基づき応援要請を行う場合の受入地点の一つが金沢自然公園駐車場となっております。指定管理者はその利用に協力することとします。
なお、災害時の対応を明確にするため、横浜市と指定管理者で、別途、「災害時における施設利用の協力に関する協定」の締結を行うと共に、横浜市の「指定管理者災害対応の手引き」に基づき災害時の体制整備等を図ります。
- (ス) 廃棄物の対応
施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。
- (セ) 横浜市暴力団排除条例の順守
横浜市暴力団排除条例の施行（平成24年4月1日）の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。
- (ソ) 業務の委託
指定管理者は、業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないこととします。ただし、業務の一部を第三者に委託することはできるものとします。業務の主たる部分か一部かの判断が明確でない場合や仕様書に定めのある業務は、あらかじめ協議することとします。
- (タ) 管理許可について
駐車場、レストラン及び売店等が設置されている場合は、指定管理者が管理運営を行います。
この場合、所管する公園緑地事務所へ施設の管理許可等の申請を行い、公園使用料を横浜市に納入するものとします。駐車場、売店、レストラン等の管理運営方法等の詳細については、別途協議して決定します。

(f) 設置許可について

利用者サービス向上を図るため、自動販売機等の便益施設を設置する等の場合は、所管する公園緑地事務所へ施設の設置許可等の申請を行う必要があります。指定管理者は公園使用料を負担するとともに、自動販売機等で使用する電気料金について横浜市に納入するものとしします。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料等については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として適正に処理することとしします。

なお、設置許可施設の管理運営等の詳細については、別途協議して決定します。

(g) 横浜市中心小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成22年4月1日より「横浜市中心小企業振興基本条例」を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は「横浜市中心小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとしします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(h) 障害者雇用・就労支援

指定管理業務の遂行にあたっては、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める事業主として障害者雇用率の達成を図り、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用に努めてください。

(i) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(k) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮すること。

(n) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとしします。

(o) 提案事項により発生したトラブルへの対応

指定管理者が事業計画書等で提案した事業等が原因で発生したトラブルについては、指定管理者が責任をもって対応することとしします。

(p) その他

その他、記載のない事項については、局長と協議を行なうこととしします。

5 選定等に関する事項

(1) スケジュール（予定）

ア 応募のお知らせ	7月8日（水）
イ 応募要項の配布	7月8日（水） 発送
ウ 応募説明会	7月14日（火）
エ 応募要項に関する質問受付	7月15日（水）～7月22日（水）
オ 応募要項に関する質問回答	7月29日（水）（予定）
カ 応募書類の受付期間	8月24日（月）～8月28日（金）
キ 審査・選定（書類・ヒアリング審査実施）	9月下旬
ク 選定結果の通知・公表	9月下旬
ケ 指定管理者の指定	12月下旬
コ 指定管理者との協定締結	平成28年1月以降

(2) 応募手続き

- ア 応募のお知らせ
指定管理者の応募について、横浜市からEメール等によりお知らせします。
- イ 応募要項の配布
応募のお知らせと共に横浜市からEメール等によりお送りします。
- ウ 応募説明会
応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。
(ア) 開催日時：平成27年7月14日（火）午後1時30分から午後2時45分まで
(イ) 開催場所：関内駅前第二ビル6G会議室
(ウ) 参加人数：10名以内とします。
(エ) 申込方法：平成27年7月13日（月）午前11時までにEメール等で「動物園等の指定管理者応募説明会申込書」（別紙1）を横浜市環境創造局公園緑地部動物園課にお送りください。
- エ 質問の受付
応募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
(ア) 受付期間：平成27年7月15日（水）午前9時～7月22日（水）午後5時まで
(イ) 受付方法：Eメール等で「質問書」（別紙2）を横浜市環境創造局公園緑地部動物園課にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください
- オ 質問者への回答
回答方法：平成27年7月29日（水）（予定）までに、Eメールで回答します。

カ 応募書類の受付

- (ア) 応募書類：この要項で定めた書類等一式
- (イ) 受付期間：平成27年8月24日（月）午前9時～8月28日（金）午後5時まで
- (ウ) 受付方法：横浜市環境創造局公園緑地部動物園課にご持参ください。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市環境創造局長が指定候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は職員計10名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市環境創造局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市環境創造局長が指定の通知を行うことにより、横浜市立動物園等の指定管理者として正式に指定されます。

イ 横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会（敬称略）

	氏名	所属等	分野
委員長	小宮 輝之	日本博物館協会副会長 元恩賜上野動物園長	動物園
	浅井 紀代子	税理士法人さくら共同会計事務所 代表社員 税理士	経営・財務
	岩下 将務	三菱総合研究所 主任研究員	官民連携/ 公共施設マネジメント
	齊藤 毅憲	横浜市立大学特別契約教授（同名誉教授） 放送大学客員教授	経営学 （都市経営）
	間曾 さちこ	株式会社かなん 代表 元財団法人自然環境研究センター上席研究員	野生生物・環境教育

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 選定基準

別紙「横浜市立動物園等の指定管理者の選定基準」に基づいて行います。

なお、選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは再度選定を行うこととなります。

オ 指定管理候補者等の決定

一次審査及び二次審査を総合した審査を行います。各委員の審査により、候補者を決定します。

なお、応募者が様式3「動物園等の指定管理業務の指定管理料提案書」で提示する（1）

指定管理事業費「管理運営経費」から「入園者からの利用料金」を引いた額が、横浜市が今回示した「横浜市立動物園等の目安となる管理経費」から、「現指定管理者と締結している『横浜市立動物園等の管理に関する実施協定』に定める利用料金収入見込額」を差し引いた金額より上回る提案だった場合は、横浜市の求める要件を満たしていないため、認められません。

カ 選定結果の通知・公表

選定結果は、速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、当局ホームページへの掲載等により公表します。

キ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成 27 年 12 月下旬予定）

ク 指定管理者との協定締結

指定管理候補者決定後、市は指定管理候補者と細目の協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定及び実施協定を締結します。

(4) 応募手続き

申請にあたっては、動物園条例第 3 条の 2 及び同施行規則第 3 条の 2 に定める次の書類を提出いただきます。

①～②の書類については正本 1 部、副本 11 部、⑦～⑨、⑫⑬⑱の書類は正本 1 部、副本 2 部を提出していただきます。

②については、電子データ（Word または Excel で作成）が入った CD-ROM 2 枚を併せて提出してください。

（注意事項）

- ・用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A 4 サイズに統一してください。
- ・事業計画書（提案書）は、使用文字の大きさは **11 ポイント以上**で様式 2 の項目に沿って作成することとし、資料をあわせ、全体で **100 ページ以内**にまとめてください。項目ごとに規定ページ数がありますので、規定ページ数（上限）にも従ってください。
- ・事業計画書は、審査作業上、コピーして使用する場合がありますので **副本は必ず製本しないで**、フラットファイル等にまとめて綴って提出してください。
- ・応募書類を①から順に並べて提出してください。
- ・財務状況の評価を外部の専門家または専門機関に一括して依頼・委託して行いますので、「⑩」については、団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを 1 部提出してください。

【提出書類】

- ①指定申請書（様式 1）
- ②事業計画書（様式 2）
- ③定款、規約その他これらに類する書類
- ④法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ⑤指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- ⑥動物園並びに野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）の管理に関する業務の収支予算書

- ⑦団体の概要（様式3）
- ⑧役員等氏名一覧表（様式4）
- ※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。
- ⑨欠格事項に該当しない宣誓書（様式5）
- ⑩直近3年間（事業年度）の決算書類（貸借対照表、財産目録及び損益計算書等）
- ⑪税務署発行の納税証明書「その3の3」（直近5か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書）
- ⑫横浜市税の納税状況調査の同意書（様式6）
- ⑬法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式7）
- ⑭労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ⑮健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ⑯厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ※ 加入の必要がないため、⑭・⑮・⑯のいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式8）を提出してください。
- ⑰団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- ⑱設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等

ア 欠格事項

次に該当する場合は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税または労働保険料を滞納していること。
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものである場合。
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること。
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること。
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員の統制下にある団体であること。
※ 本項目については、提出いただく「団体の役員名簿（様式4）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている場合（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでない場合）。

イ 応募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本応募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

エ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

オ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更または書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

カ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします。）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査の出席

キ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) 応募要項に定める手続きを順守しない場合。
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合。

ク 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

ケ 応募書類の開示

指定管理者・指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

コ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、「辞退届（様式9）」を提出してください。

サ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

シ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する関係書類等の著作権は横浜市に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備等に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①基本計画書作成業務、②年度実施計画書作成業務、③法令等の調査及び順守する法令等の特定と一覧表の作成業務等、横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については、指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者の変更

指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合は、指定管理者とはなりませんので予め御了承ください。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

指定取消または管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 横浜市動物園条例または協定の規定に違反したとき。
- イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求または調査に対して、これに応じずまたは虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。
- エ 当該施設の指定管理者応募要項に定める資格要件を失ったとき。
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能または著しく困難になったと判断される時。

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき。

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市または指定管理者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。

コ 指定管理者から、指定の取消または管理業務の全部または一部の停止を求める書面による申し出があったとき。

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。

シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消または管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。